

第2章 南阿蘇村の文化財の概要

1 南阿蘇村内文化財の概要

(1) 指定等文化財の状況

南阿蘇村の文化財は国・県・村によりそれぞれ指定等がされており、それぞれの件数は、国指定・選定が4件、県指定が3件、村指定が6件、国選択が(1)件※、国登録が1件の合計14件です。なお、各文化財の詳細については資料1(P62)で記載します。その他、文化財の保存技術の選定はありません。

類型		国指定・選定	熊本県指定等	南阿蘇村指定等	国選択	国登録	合計	
有形文化財	建造物	0	0	3	－	1	4	
	美術工芸品	絵画	0	0	0	－	0	0
		彫刻	0	0	1	－	0	1
		工芸品	0	1	0	－	0	1
		書跡・典籍	0	0	0	－	0	0
		古文書	0	0	0	－	0	0
		考古資料	0	0	0	－	0	0
		歴史資料	0	0	0	－	0	0
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財	0	1	1	(1)	0	2	
記念物	遺跡	0	1	1	－	0	2	
	名勝地	1	0	0	－	0	1	
	動物・植物・地質鉱物	2	0	0	－	0	2	
文化的景観		1	－	－	－	－	1	
伝統的建造物群		0	－	－	－	－	0	
合計		4	3	6	(1)	1	14	

表 2-1 村内指定文化財件数（令和7年(2025年)3月時点）

0：該当なし、－：制度なし

※ 長野岩戸神楽については、県の指定と国の選択の両方がされているため、国選択文化財については(1)で件数を計上しています。

※ 国指定の天然記念物について、カモシカが地域を特定しない国の特別天然記念物として指定されていますが、本村においてもカモシカの目撃例があることから、生息域に含まれているため件数に加えています。

※ 国選定の重要文化的景観「阿蘇の文化的景観」の重要な構成要素は13件(うち、指定等文化財は1件)

(2) 未指定文化財の状況

南阿蘇村において令和7年(2025年)3月現在、把握している未指定文化財は887件です。村内に所在する未指定文化財の状況は表2-2のとおりです。

類型		件数	
有形文化財	建造物	14	
	美術 工 芸 品	絵画	10
		彫刻	168
		工芸品	1
		書跡・典籍	0
		古文書	2
		考古資料	7
		歴史資料	42
無形文化財		0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	73	
	無形の民俗文化財	146	
記念物	遺跡	389	
	名勝地	0	
	動物、植物、地質鉱物	20	
文化的景観		4	
伝統的建造物群		0	
文化財の保存技術		0	
その他(伝承・方言等)		11	
合計		887	

表2-2 未指定文化財把握件数(令和7年(2025年)3月現在)

2 文化財類型ごとの概要

(1) 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料、考古資料)

1) 建造物

建造物は、「正教寺(村指定)」と「京都大学理学研究科附属地球熱力学研究センター本館(国登録)」が指定・登録されており、未指定の文化財として「細川護久家族借宅」などの邸宅があります。土木構造物は、「濁川橋(村指定)」と「床瀬川橋(村指定)」が石橋として指定されており、未指定の石橋についても長陽地区、白水地区を中心に所在しています。

2) 絵画

指定・登録されている絵画はありません。未指定のものは『長陽村史資料集第5集』によれば、立野神社や栃木天満宮などに絵馬が奉納されています。

3) 彫刻

彫刻は、「無量寺跡阿弥陀如来像（村指定）」があます。また、村内の寺社に多くの仏像を中心とした未指定の新仏像といった彫刻品が保管されています。また、村内の各所（特に牧野の入り口）を中心に多くの馬頭観音が建立されています。

4) 工芸品

工芸品は、「西野宮神社の梵鐘（県指定）」が指定されています。未指定の工芸品は、久木野宮神社に「久木野宮神面」があることが分かっています。

5) 書跡・典籍、

書跡・典籍として指定・登録されているものはありません。未指定も把握していません。

6) 古文書

古文書として指定・登録されているものはありません。「長野内匠日記」や「宮川家文書」などの未指定の古文書が長陽地区に残っています。

7) 考古資料

指定・登録されている考古資料はありません。資料館に「南鶴遺跡（未指定）」や「陽の丘遺跡（未指定）」から出土した遺物が多数収蔵されています。

8) 歴史資料

歴史資料として指定・登録されているものはありません。未指定の歴史資料として、明治初期に人々の安全のために建てられた「甲斐有雄の道しるべ」等の道しるべが村内の古道を中心に残っています。

(2) 無形文化財

指定・登録されている無形文化財はありません。演劇、音楽、工芸技術、食文化などが対象ですが、未指定も把握していません。

(3) 民俗文化財

1) 有形の民俗文化財

南阿蘇村内に有形の民俗文化財の指定・登録等を受けたものはありませんが、未指定の農機具などの民具が資料館に多数収蔵されています。また、村内各所に猿田彦大神等の道祖神が建立されています。

2) 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財として神社に奉納される「長野岩戸神楽（県指定）」などの神楽が指定されており、この「長野岩戸神楽」については、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財としても国から選択されています。未指定文化財としては、吉田地区で行われる「鎮火祭（未指定）」などの祭りが風俗慣習として残っている集落が複数あります。

また、風俗慣習として草原の維持のために毎年春に野焼きが行われており、永青文庫の『町在』の記事にも野焼きの記載があり、現在まで引き継がれています。また関連する生業として草小積みがあり、生活ではすでにほとんど行われていませんが、阿蘇グリーンストックなどが継承をしています。

さらに、集落に伝わっている「高菜漬け（未指定）」などの郷土料理を農政部局が整理しており、「くまもとふるさと食の名人」が現在も伝承を行っています。

（４）記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）

1) 遺跡

南阿蘇村の遺跡では、「柏木谷遺跡（県指定）」、「六の小石古墳群一号墳（村指定）」といった古墳時代の遺跡があります。

未指定の遺跡としては、弥生時代の遺跡として「幅・津留遺跡（未指定）」、「河陽F遺跡（未指定）」や中世の阿蘇家と関係する遺跡として「二本木前遺跡（未指定）」「祇園遺跡（未指定）」があります。また、未指定の神社等の遺跡や石造物が多く存在します。

2) 名勝地

阿蘇の噴火活動の歴史を示す文化財として「米塚および草千里ヶ浜（国指定）」が、阿蘇市と共に指定をされています。未指定の名勝地はありません。

3) 動物・植物・地質鉱物

天然記念物としては、地域を定めていない国の特別天然記念物であるカモシカが目撃例があります。

その他、動物と植物については、「オオルリシジミ（未指定）」や「アソヒカゲスミレ（未指定）」などの希少な固有種が残っています。

未指定の地質鉱物としては、カルデラ湖によって形成された「久木野層（未指定）」や立野峡谷にある「柱状節理（未指定）」といった特徴的な地質があります。

（５）文化的景観

阿蘇カルデラ内外での人々の営みによって形成された草原及び森林景観が、「阿蘇の文化的景観 阿蘇山南西部の草原及び森林景観」として重要文化的景観に選定されています。

未選定の文化的景観としては、同様に「阿蘇の文化的景観」の一部である集落の石積み景観や水路景観（保木下井手・監物井手など）があります。

（６）伝統的建造物群

伝統的建造物群については、村内では選定例はありません。

（７）文化財の保存技術

文化財の保存技術について、南阿蘇村で選定されている保持者及び保存団体はありません。

(8) その他(伝承・方言等)

その他については、健甞龍命が中心となる阿蘇神話の伝承やその伝承に登場し現在も残っている立野や夜峰山などの地名を未指定の文化財として把握しています。なお、方言についてもその他で取り扱いますが未指定のものはまだありません。

3 関連する制度について

(1) 世界農業遺産

世界農業遺産は、次世代に受け継がれるべき重要な伝統的農業や生物多様性、伝統知識、農村文化、農業景観などを認定し、その保全と持続的な活用を目的として平成14年(2002年)に国際連合食料農業機関が開始した制度です。阿蘇地域は平成25年(2013年)に「阿蘇の草原の維持と持続的農業」として認定されており、草原を活用した農業、貴重な草原性植物の保全、美しい草原・農村景観の維持、農耕催事が息づく伝統文化といった点が高く評価されています。

(2) ユネスコ世界ジオパーク

ユネスコ世界ジオパークとは、国際的な地質学的重要性を有するサイト(場所)や景観が、保護・教育・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された地域であり、ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画(IGGP)の一事業として実施されています。

本地域については、平成27年(2015年)には本制度の前身である世界ジオパークに認定されており、この世界ジオパークがユネスコの正式事業となった際に「阿蘇ユネスコ世界ジオパーク」として認定されました。

(3) 国立公園

国立公園は、自然公園法に基づき環境省が指定した日本の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地です。昭和6年(1931年)に「国立公園法」が制定され日本初の国立公園が指定されました。阿蘇は大分県のくじゅうとともに「阿蘇くじゅう国立公園」として昭和9年(1934年)に指定されました。本地域の特徴は、大カルデラ内にそびえる阿蘇五岳やその北側に連なるくじゅう連山などの火山群や広大な草原が大きく評価されています。

(4) 水の郷百選

水環境保全の重要性を国民に周知し、水を生かした地域づくりを推進するために、水についての歴史・文化についての見識を深めることや、水環境の保全等の活用に努めている国内107地域が国土交通省により認定されています。本村は、「水の生まれる里」として地下水保全条例の制定や住民による清掃活動をはじめとする生活排水対策、豊かな湧水を活用したオアシス農業運動の推進等が評価され、平成8年(1996年)3月に認定されています。

(5) 昭和・平成の名水百選

昭和の名水百選は、環境庁（現：環境省）により清澄な水がある全国各地の湧水や河川を再発見し、普及啓発を図り、国民の認識を深め、水環境の保護を行うことを目的として昭和 60 年(1985 年)3 月に 100 か所が選定され、白川水源が選ばれました。一方、平成の名水百選は昭和の名水百選から 20 年以上が経過し、社会情勢等の変化を踏まえた上で一層の水環境保全を目的として、特に地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全が行われているものについて、昭和の名水百選に加え、新たに 100 か所の選定が平成 20 年(2008 年)6 月に行われました。本村では以下の表のとおり選定されています。

表 2-3 名水百選一覧

	名水名	水量（1日の湧水量）
昭和の名水百選	白川水源	86,400t
平成の名水百選	南阿蘇村湧水群	
	・竹崎水源	172,800t
	・吉田城御献上汲場	7,200t
	・池の川水源	7,200t
	・湧沢津水源	7,200t
	・寺坂水源	7,200t
	・塩井社水源	7,200t
	・明神池名水公園	2.880t

(6) 疏水百選

疏水百選は、農林水産省と疏水百選実施事務局が農地資源の価値を伝えることにより日本の美しく豊かな農村空間を育て守ることを目的として、全国 110 か所の疏水が平成 18 年(2006 年)に選定されました。本村においては「南阿蘇村疏水群」として選定されており、寛文 7 年(1667 年)から開削された疏水群（保木下井手・琵琶の首井手・上川原井手・白川東・白川西・新井出等）が網の目のように発展し、1,700ha の水田に水を潤しています。この疏水群が地域の産業基盤として地域住民の手により永く維持管理されていることが評価につながっています。

コラム 世界文化遺産登録推進についての取組

南阿蘇村は、平成 21 年度(2009 年度)から熊本県と他の阿蘇郡市 6 市町村と共に「阿蘇」の世界文化遺産登録推進のために阿蘇世界文化遺産登録推進協議会を設立しており、以下のとおり阿蘇地域の景観保全のための事業に取り組んでいます。

平成 27 年(2015 年) 「文化的景観を活かした阿蘇地域づくりビジョン」の策定

令和 2 年(2020 年) 熊本県知事及び阿蘇郡市 7 市町村長による「『阿蘇』の景観を守る宣言」

令和 3 年(2021 年) 阿蘇世界文化遺産登録推進協議会「景観保全部会」の設置

令和 5 年(2023 年) 「太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドライン」運用開始